

平成26年11月27日

「和紙：日本の手漉和紙技術」の ユネスコ無形文化遺産登録（代表一覧表記載）について

ユネスコ無形文化遺産保護条約第9回政府間委員会（於：ユネスコ本部（パリ））において、我が国より提案をした「和紙：日本の手漉和紙技術」（以下「和紙」と言う）の代表一覧表記載に関する審議が行われ、11月26日（水）（18時46分〔日本時間27日（木）2時46分〕）、「記載」との決議がなされましたので、下村文部科学大臣の談話と併せて、お知らせいたします。

1. 政府間委員会の審議結果

○「和紙：日本の手漉和紙技術」については、「記載」の決議がなされた。

（参考）政府間委員会における決議の3区分

- ・①「記載（Inscribe）」：代表一覧表に記載するもの。
- ・②「情報照会（Refer）」：締約国に追加情報を求めるもの。
- ・③「不記載（Decide not to inscribe）」：記載にふさわしくないもの。
4年間、再提案することができない。

2. これまでの経緯

○「和紙」は、我が国より提案した「本美濃紙」が平成23年の第6回政府間委員会において、既に登録されていた「石州半紙」との類似性を指摘され「情報照会」の決定を受けたことを踏まえ、国指定重要無形文化財（保持団体認定）の3件（石州半紙、本美濃紙、細川紙）を構成要素としてグループ化し、「石州半紙」の拡張提案として平成25年3月に提案したものです。

<これまでの経緯>

- 平成 21 年 9 月 第 4 回政府間委員会(アブダビ・アラブ首長国連邦)において「石州半紙」がユネスコ無形文化遺産に登録される。
- 平成 23 年 11 月 第 6 回政府間委員会(バリ・インドネシア)において「本美濃紙」について「情報照会」の決定。
- 平成 25 年 3 月 「石州半紙」を拡張し「和紙：日本の手漉和紙技術」としてユネスコに提案。【⇒我が国として初の拡張提案、グループ化提案】
- 平成 26 年 10 月 「和紙：日本の手漉和紙技術」について補助機関より「記載」の勧告。
- 平成 26 年 11 月 第 9 回政府間委員会(ユネスコ本部(パリ))において「和紙：日本の手漉和紙技術」について「記載」の決議。

(参 考)

◇政府間委員会

ユネスコ無形文化遺産保護条約の締約国(平成 26 年 11 月 1 日現在 161 か国)から選出された 24 か国で構成。年 1 回開催され、補助機関の勧告を踏まえ、「代表一覧表」記載について最終決定を行う。

<政府間委員会委員国一覧> ○印は補助機関メンバー

ベルギー	○ギリシャ	トルコ	ブルガリア	ハンガリー
○ラトビア	ブラジル	○ペルー	セントルシア	ウルグアイ
アフガニスタン	インド	○キルギス	モンゴル	韓国
コンゴ共和国	コートジボワール	エチオピア	ナミビア	○ナイジェリア
ウガンダ	アルジェリア	エジプト	○チュニジア	

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課
文化財国際協力室長 石丸 成人(内線 3143)
室長補佐 守山 弘子(内線 3056)
係長 木南 秀隆(内線 2870)
電話：03-5253-4111(代表) 03-6734-2870(直通)
FAX：03-6734-3820

「和紙：日本の手漉^{てすき}和紙技術」の
ユネスコ無形文化遺産登録（代表一覧表記載）に当たっての
下村博文 文部科学大臣談話

「和紙：日本の手漉^{てすき}和紙技術」が、ユネスコ無形文化遺産に正式に登録されたことは大変喜ばしいことであり、各地で「和紙」の振興・継承に取り組んでこられた関係各位の御努力に心からの敬意と祝意を表します。

今回の登録は、日本のすばらしい伝統文化である「和紙」が世界的にも評価されたことを表すものであり、国内においても「和紙」の文化的価値が広く認識されるとともに、各地における振興・継承の取組が一層促進され、日本文化の発展と地方創生につながることを期待します。

文部科学省としては、我が国が誇る伝統的工芸技術である「和紙」が次世代に着実に継承されるとともに、地域の活力向上につながるよう、しっかりと取り組んでまいります。

「和紙：日本の手漉和紙技術」の提案の概要

提案の名称

和紙：日本の手漉和紙技術

提案の内容

<定義>

原料に「楮」のみを用いる等、伝統的な製法による手漉和紙の製作技術を、伝統的工芸技術として提案。

<構成>

国指定重要無形文化財「手漉和紙」(保持団体認定)により構成。

※平成21年にユネスコ無形文化遺産に登録された「石州半紙」を拡張登録。

名称	保持団体	関係自治体
石州半紙	石州半紙技術者会	島根県浜田市
本美濃紙	本美濃紙保存会	岐阜県美濃市
細川紙	細川紙技術者協会	埼玉県小川町・東秩父村

<保護措置>

伝承者養成，資料収集整理，品質管理，原材料用具確保，和紙製作技術研究を目的とした各事業を実施。

提案の経緯

平成21年 9月 「石州半紙」ユネスコ無形文化遺産に登録

平成23年11月 「本美濃紙」が「情報照会」と決議される

※「情報照会」：登録のために追加情報を提案国に求めるとの決議。「本美濃紙」

の場合は、既に登録された「石州半紙」との類似性が指摘された。

平成25年 3月 「石州半紙」を拡張し、「和紙：日本の手漉和紙技術」としてユネスコに提案

「和紙」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載に係る決議の内容

委員会は、

1. 日本が人類の無形文化遺産の代表一覧表への記載に向けて、和紙：日本の手漉和紙技術（No. 01001）を提出したことを受け止めた。

伝統的な手漉きによる紙である和紙の技術は、日本の島根県浜田市三隅町、岐阜県美濃市、埼玉県小川町及び東秩父村という3つのコミュニティにおいて実践されてきた。和紙は、楮（こうぞ）の繊維を原料としており、楮を清涼な川水に浸し、粘液に入れ、竹の簀（す）によって漉き流す。和紙は手紙を書くためや本だけではなく、障子や、衝立、襖を作るなど、屋内のインテリアにも使われている。これら3つのコミュニティの住民の多くが、楮の栽培から技術の指導、和紙の国内外での促進に向けた新しい製品の創作など、この工芸技術の存続に役割を担っている。和紙の製法は、和紙職人の家族の間で、また、保持団体を通じ、さらに地方自治体の3つのレベルで継承されている。親から技術を受け継いだ熟練した職人のもとで、その家族や従業員が働き、学んでいる。コミュニティに暮らす全ての人々が、和紙作りの伝統に誇りを持ち、自分たちの文化的アイデンティティの象徴であると考えている。和紙はまた、コミュニティが和紙作りに直接従事しているか、それに密接に関わっている人々から構成されているため、社会的な結びつきを育んでいる。

2. 提案書に記載されている情報から、本提案は、代表一覧表への記載のための次の基準を満たしていると決定する。

- 基準1 手漉和紙を製作する伝統的な知識、技術、工程は、世代から世代へと継承され、地元の人々にアイデンティティの感覚をもたらし、社会的な結びつきを育んでいる。
- 基準2 和紙の代表一覧表記載によって、無形文化遺産全般の重要性への認識が高まり、対話が促進されるとともに、伝統的な知識と技術の存続へとつながる。
- 基準3 後継者育成や展示、学校における体験事業、また、楮の栽培促進、さらに伝統的な紙を現代デザインに用いるなど、和紙作りを促進し、記録し、継承するための様々な保護措置が現在進行中であり、また将来にも計画されている。
- 基準4 和紙作りのコミュニティや地元住民、地方自治体が提案のプロセスに全面的に参画し、かつ、任意の、事前の説明を受けた上での同意が示されている。
- 基準5 3つの和紙作り（石州半紙、本美濃紙、細川紙）は、全て重要無形文化財として、文化庁が整備し、コミュニティの参画を得て定期的に更新されている日本国内の目録に含まれている。

3. 和紙：日本の手漉和紙技術を人類の無形文化遺産の代表一覧表に記載する。
4. 今回の記載は、運用指示書第1章第6節に則り、2009年の石州半紙 島根県石見地方の手漉和紙製作技術の記載に代わるものであることに留意する。

石州半紙（せきしゅうばんし）

1. 提案区分：重要無形文化財（工芸技術：手漉和紙）
2. 保持団体：石州半紙技術者会
3. 指定年月日：昭和44年4月15日
4. 概要：石州半紙は、島根県西部の石見地方（石州）に伝承されてきた楮和紙の製作技術である。石見国では10世紀初めには既に製紙が行われ、江戸時代には、石州で漉かれる半紙という規格の紙が大坂商人たちの帳簿用紙として重用され、石州半紙の名が広まった。現在は、主に、障子紙や書画用紙として用いられている。
3年間育てた楮を原料に用い、我が国特有の「流し漉き」と呼ばれる製紙技法で紙を漉く。石州半紙の最大の特徴は強靱な紙質であり、これは、楮のあま皮を残して用いる独特の原料処理方法に代表される、自然の素材を生かす伝統技法によって生み出される。現在、石州半紙技術者会会員によって技術が伝承され、研修生たちが技術を学んでいる。

5. 写真



楮の収穫



石州半紙の紙漉き

本美濃紙(ほんみのし)

1. 提案区分：重要無形文化財（工芸技術：手漉和紙）
2. 保持団体：本美濃紙保存会
3. 指定年月日：昭和44年4月15日

4. 概要： 本美濃紙は、岐阜県美濃市蕨生地区に伝承されてきた楮和紙の製作技術である。美濃の地域では早くから紙が漉かれ、大宝2(702)年の美濃国の戸籍用紙が正倉院に残る。江戸時代以来、本美濃紙は、最高級の障子紙として高く評価されてきた。現在は、主に、障子紙のほか文化財保存修理用紙として用いられている。

入念な手作業で原料処理を行い、不純物をよく取り除いて楮の繊維のみを用い、良質な製作用具を使用して我が国特有の「流し漉き」で漉き、板に貼りつけて天日乾燥する。紙漉き操作は「縦ゆり」に「横ゆり」を加え、左右方向にも用具を動かして漉くため、繊維がむらなく整然と広がり、美しく漉き上がる。現在、本美濃紙保存会会員と研修生たちによって技術の伝承活動が行われている。

5. 写真



楮の川ざらし



本美濃紙の紙漉き

細川紙（ほそかわし）

1. 提案区分：重要無形文化財（工芸技術：手漉和紙）
2. 保持団体：細川紙技術者協会
3. 指定年月日：昭和53年4月26日

4. 概要： 細川紙は、埼玉県比企郡小川町及び秩父郡東秩父村に伝承されてきた楮和紙の製作技術である。江戸時代、紀州の細川村で漉かれていた細川奉書の製作技術が、大消費地であった江戸に近い武州男衾・比企・秩父3郡に伝えられて盛んになった。細川紙は、商家の大福帳などの帳簿用紙や記録用紙、襖紙などに用いられ、江戸の庶民の生活必需品として重用された。現在は、主に、和本用紙、版画用紙、文化財保存修理用紙として用いられている。

細川紙の製作技法は、楮のみを原料に用い、我が国特有の「流し漉き」で漉くものであり、漉き上がった紙は、紙面が毛羽立ちにくく、強靱な性質をもつ。現在、細川紙技術者協会会員及び準会員、研修生たちが技術の伝承活動を行っている。

5. 写真



楮の皮剥ぎ（かずむき）



細川紙の紙漉き

ユネスコ無形文化遺産について

条約の概要

2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択〔2004年 日本締結(世界で3番目)、2006年 発効〕

※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択、1975年発効)

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護
■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**」
■ 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成
■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 161か国

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等<全22件>

 重要無形文化財 (pink) 文化審議会決定 (red)
重要無形民俗文化財 (orange) 情報照会 (blue)
2008 のうがく にんぎょうじゅうりふんらく かぶき
能楽、人形浄瑠璃文楽、歌舞伎2009 ががく おぢやちぢみ・えちごじょうふ
雅楽、小千谷縮・越後上布 「石州半紙」は「和紙:日本の手漉和紙技術」として2014年に拡張登録
ひたちふりゆうもの きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ こしきじまのとしどん おくのとのあえのこと はやちねかくら
日立風流物、京都祇園祭の山鉾行事、飯島のトシドン、奥能登のあえのこと、早池峰神楽、
あきうのたうえおどり ちゃっくらこ だいにちどうぶがく だいまくてて あいぬこしきぶよう
秋保の田植踊、チャッキラコ、大日堂舞楽、題目立、アイヌ古式舞踊
2010 くみおどり ゆうきつむぎ
組踊、結城紬2011 みぶのはなたうえ さだしんのう ほんみのし ちちぶのやたいぎょうじとかぐら たかやまつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ
壬生の花田植、佐陀神能 【情報照会】本美濃紙、秩父祭の屋台行事と神楽、高山祭の屋台行事、男鹿のナマハゲ2012 なちのでんがく
那智の田楽2013 わしやく にほんじんのでんとうきなしぶくふんか
和食;日本人の伝統的な食文化2014 わし にほんのてすきわしぎじゆつ せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし
和紙:日本の手漉和紙技術【石州半紙、本美濃紙、細川紙】 ※石州半紙に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙、細川紙を追加して拡張登録。提案中 やまほこやたいぎょうじ
山・鉾・屋台行事 ※京都祇園祭の山鉾行事、日立風流物に、秩父祭の屋台行事と神楽、高山祭の屋台行事ほか国指定重要無形民俗文化財である山・鉾・屋台行事を追加して拡張提案【2014年3月提案、2016年11月審査】

登録までの流れ

■締約国からユネスコに申請(毎年3月)

【毎年、各国1件の審査件数の制限】

- * 2015・2016年は2年に1件の審査保障
- * 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先

■政府間委員会の補助機関による審査
(翌年10月頃)

■政府間委員会において決定(翌年11月頃)

- ① 記載 (inscribe)
- ② 情報照会 (refer) ⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載 (Decide to not inscribe)
⇒ 4年間、再申請不可

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

■ 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。
 (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
 (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。
3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

ユネスコ無形文化遺産の保護に関する条約 に基づく無形文化遺産への記載基準

ユネスコ無形文化遺産保護条約締約国会議で決定する運用指示書に次の通り規定されている。

段落2 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

- 1 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
- 2 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映しかつ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4 申請案件が、関係する社会、集団及び場合により個人の可能な限り幅広い参加及び彼らの自由な、事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5 条約第11条及び第12条にのっとり、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

<参考>ユネスコ無形文化遺産保護条約（抄）

第2条 定義

この条約の適用上、

1 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の適用上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するもののみ考慮を払う。

2 1に定義する「無形文化遺産」は、特に、次の分野において明示される。

- (a) 口承による伝統及び表現（無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。）
- (b) 芸能
- (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習
- (e) 伝統工芸技術

第11条 締約国の役割

締約国は、次のことを行う。

- (a) 自国の領域内に存在する無形文化遺産の保護を確保するために必要な措置をとること。
- (b) 第2条3に規定する保護のための措置のうち自国の領域内に存在する種々の無形文化遺産の認定を、社会、集団及び関連のある民間団体の参加を得て、行うこと。

第12条 目録

1 締約国は、保護を目的とした認定を確保するため、各国の状況に適合した方法により、自国の領域内に存在する無形文化遺産について一又は二以上の目録を作成する。これらの目録は、定期的に更新する。